

事 務 連 絡  
令和3年4月16日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業等の許可事務等の取扱いについて

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に当たっては、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが必要とされており（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第10条第2号ロ、第10条の5第1号ロ(2)及び第2号ロ(2)、第10条の13第2号のハ並びに第10条の17第1号ロ(3)及び第2号ロ(3)）、その具体的内容が「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（令和2年3月30日環循規発第2003301号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知。以下「許可事務通知」という。）等において示されてきたところである。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大及びそれに伴う外出自粛等の影響により、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業（以下単に「産業廃棄物処理業」という。）を営む者の中には、一時的に経営に深刻な影響が出ているものも見られるところである。このような特殊な事情を踏まえ、産業廃棄物処理業に係る許可事務等における経理的基礎に係る要件の取扱いを下記のとおり取りまとめたので連絡する。

記

許可事務通知第1の4の(6)においては、産業廃棄物処理業の許可における事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎の意義として、「利益が計上できていること又は自己資本比率…が10パーセントを超えていること及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること…が望ましい」ことが示されている。一方で、これらの条件を満たさない場合であっても容認される余地があること及び「経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること」もあわせて示されているところであり、特に、今般

の新型コロナウイルスの感染拡大のような特殊な状況においては、単に経理上の数値を機械的に要件に当てはめることのみで許可に関する判断を行うべきではない。

すなわち、経理的基礎を有するか否かの判断に当たっては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に直接又は間接に起因して経営状況が悪化しているとしても、感染症の終息後には経営状態が速やかに回復する可能性があること、政府及び地方公共団体による各種の支援措置が利用できる可能性があること等を踏まえ、許可事務通知にあるとおり、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等も活用して、単に経理上の数値が悪化していることのみを理由に許可を与えないこととするのではなく、より実質的かつ柔軟な判断を行うよう努められたい。

なお、二以上の事業者のうちそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者の基準（規則第8条の38の3第6号）及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準（規則第12条の2の3第2号）に係る「経理的基礎」についても、産業廃棄物処理業の許可事務等における取扱いの趣旨を踏まえて同様に対応されたい。

全産連発第 2 号  
令和 3 年 4 月 6 日

環境省 環境再生・資源循環局  
局長 森山 誠二 殿

公益社団法人全国産業資源循環連合会



会長 永井 良



新型コロナウイルス感染拡大防止による産業廃棄物処理業の経営不振に伴う  
産業廃棄物処理業許可更新等への対応について（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染が終息を見ない中、産業廃棄物処理業者の経営に及ぼす影響が懸念されるところです。

このため、当連合会の組織である九州地域協議会（篠原隆博会長）より、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い産業廃棄物処理業者が経営不振に陥った場合に、当該業者の更新許可申請における経理的基礎の審査において一定の配慮を求める要望書が提出されました。

要望書の内容は、九州地域にとどまらず全国共通の声であると思われることから、当連合会より同要望書を提出致します。

国におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

<提出資料>

「新型コロナウイルス感染拡大防止対策による産業廃棄物処理業の経営不振に伴う産業廃棄物処理業許可更新等への対応について」

九地協第24号  
令和3年3月2日

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
会長 永井 良一 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
九州地域協議会 会長 篠原 隆博



要望書の提出について（依頼）

時下 ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
第77回九州地域協議会の結果に基づき、別紙のとおり要望書を提出します  
ので、よろしくお取り計らいをお願いします。

別紙

## 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による産業廃棄物処理業の 経営不振に伴う産業廃棄物処理業許可更新等への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月には緊急事態宣言が発出され、現在も外出や経済活動の自粛等が求められることとなっております。

この経済活動の自粛等により産業廃棄物処理業界への甚大な影響が生じ、赤字経営とならざるを得ない状況に陥っている会員企業の情報を聞いております。

しかしながら、産業廃棄物処理業許可更新は基本的に5年毎に更新手続きをしなければならないこととなっております。

国では、令和2年3月30日付け「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」により、許可更新時に要する経理的基礎は法人の場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断することとされています。

この経理的基礎を有するか否かを判断する際に、新型コロナウイルス感染症の終息が見えないまま赤字経営が3年間続いた場合、産業廃棄物処理業許可の更新や新規事業を実施する場合の新規許可が得られない状況になるのではないかと危惧され、産業廃棄物処理業許可が取得できない場合は死活問題となります。

このため、このような事態とならないよう、国において産業廃棄物処理業者への救済措置を講じていただきたいと考えております。

つきましては、公益社団法人全国産業資源循環連合会におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による産業廃棄物処理業の経営不振に伴う産業廃棄物処理業許可更新等への対応について、各地域協議会の状況も踏まえたくうえで、国に対して働きかけていただくようお願い申し上げます。

参照 「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」